

岸和田市通学路交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和 6 年 12 月

岸和田市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議し、危険箇所の解消に努めてきました。

また、令和元年5月には未就学児が死傷する事故が発生したことから、未就学児が日常的に集団で移動する経路を含め（以下「通学路等」という。）合同点検を実施してきました。

さらに、令和3年6月には、見通しの良い直線道路で下校中の児童が死傷する事故が発生したことを受け、見通しの良い道路や過去に事故が発生していなくてもヒヤリハットの事例があった箇所等も含めた合同点検を実施しました。

引き続き、通学路等の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「岸和田市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒及び未就学児が安全に通学等できるように通学路等の安全確保を図っていきます。

2. 推進体制

関係機関の連携を図るため、以下の体制により取組を進めることとします。

（１）教育関係

- ・岸和田市教育委員会（教育総務部学校管理課、学校教育部学校教育課）

（２）保育施設関係

- ・岸和田市（子ども家庭応援部子育て施設課）

（３）学童保育関係

- ・岸和田市（子ども家庭応援部子育て支援課）

（４）こども園関係

- ・岸和田市（子ども家庭応援部子ども園推進課）

（５）駅周辺整備関係

- ・岸和田市（まちづくり推進部都市整備課）

（６）道路管理者

- ・国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所
- ・大阪府岸和田土木事務所（建設課道路整備G、維持保全課環境整備G）
- ・岸和田市（建設部建設管理課、道路整備課）

（７）交通管理者

- ・岸和田警察署（交通課）

3. 取組方針

（１）基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図ってい

きます。

（２）定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校、中学校、保育施設等（以下「学校等」という。）は、１年に１回、通学路等の状況確認や保護者、自治会等と協力し、通学路等の点検を実施し、通学路等の危険箇所の抽出を行った上で、新規の危険箇所について市教育委員会及び市に報告を行うこととします。
- ・市教育委員会及び市は、学校等から提出された危険箇所の情報を整理し、関係機関と調整の上、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、学校等における通学路等の点検結果を基に改善が必要な箇所について、重点的に合同点検を実施します。
- ・合同点検の実施時期は、原則として毎年の全国交通安全運動期間中に行います。

○合同点検の体制

- ・学校等ごとに、学校等、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

（３）対策の検討

- ・通学路等の点検及び合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・対策の検討は、危険箇所の道路管理者、交通安全管理者、保育園・幼稚園管理者、学童保育担当部局及び市教育委員会が共同で行うものとし、市教育委員会及び市はその結果を学校等及び関係者に報告します。

（４）対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

（５）対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、毎年の合同点検前に対策実施の箇所について学校等に意見を求めることにより、対策効果の把握を実施します。

（６）対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

４．対策箇所の公表

- ・学校等ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校等ごとの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

- 対策箇所一覧表
- 対策箇所図
- 対策終了箇所一覧表
- 対策終了箇所図